

一般財団法人 沖縄美ら島財団
「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画

当財団のすべての職員が仕事と子育てを両立させることができ、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

2. 内 容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上となるよう推進する。
女性職員・・・取得率100%を維持する
男性職員・・・取得率30%以上を維持する

【対策】

- 令和5年4月～ 育児休業制度等の財団内周知

目標2 小学校3年生までの子を持つ職員の短時間勤務制度を推進する。

【対策】

- 令和5年4月～ 短時間勤務制度等の財団内周知

目標3 所定労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定する。

【対策】

- 令和5年4月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和5年4月～ 財団内での検討開始
- 令和7年3月まで ノー残業デーの実施、職員への周知

目標4 年次有給休暇の取得状況の実態を把握し、計画的な年休使用を促進する。

【対策】

- 令和5年4月～ 取得状況の把握、対応策検討
- 令和5年4月～ 取得促進策の実施
- 令和5年4月～ 取得状況のチェック